

葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付要綱

6 葛産産第 2 4 0 号
令和 6 年 10 月 31 日
区 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区内（以下「区内」という。）に事業所等を有する中小企業等に対して高齢者、障害者等あらゆる人が働きやすい職場環境づくりに向けた取組に要する費用を助成することにより、区内事業所等における人材の確保及び定着を支援し、もって区内産業の安定的な発展に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 従業員 常時使用する者であって、家族従業員（個人事業主の場合）、役員は含まない。
- (2) 中小企業等 次のいずれかに該当する法人又は個人事業主をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に掲げる者
 - イ 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条に規定する中小企業者
 - ウ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人であって、従業員 300 人以下である者。
 - エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する一般社団法人等であって、従業員 100 人以下である者。
 - オ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 3 号に規定する公益法人であって、従業員 100 人以下である者。
 - カ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人であって、従業員 100 人以下である者。
 - キ 次に掲げる法律に規定する協同組合であって、従業員 100 人以下である者。
 - (ア) 消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）
 - (イ) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）
 - (ウ) 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）
- (3) 事業所等 区内に存する事業所、営業所、支店、工場及び店舗をいう。

(助成対象事業者)

第 3 条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）を受けることができる者は、中小企業等であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 事業所等に従業員 1 名以上を有すること。
- (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）に対応した就業規則を労働基

準監督署に届出済みであること、又は作成若しくは改正予定で令和7年3月31日までに届出できること。

- (3) 葛飾区バス交通人材確保・定着支援事業補助金交付要綱（令和6年7月19日付け6葛都交第157号）による補助金（同要綱第4条第1項の表(4)の項に掲げる補助対象事業に係るものに限る。）その他の交付目的及び交付対象がこの要綱による助成金と類似した葛飾区（以下「区」という。）の他の補助金等の交付を受ける予定である者又は受けた者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第2号又は第3号に該当する者でないこと。
- (5) 第6条第1項の規定により助成金の交付を申請する日の属する年度の前年度において、次の区分に応じ、それぞれ次に定める税を滞納していないこと。
 - ア 法人 法人都民税（本店が都外でかつ事業所等に課税されていない場合は、本店登記地の法人道府県民税）
 - イ 個人事業主 区の特別区民税（葛飾区外在住の者にあつては、区の特別区民税の事業所課税）

（助成対象事業）

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、事業所等における人材の確保及び定着に資する次に掲げる施設の新設又は改修に係る工事及び設計（以下「助成対象事業」という。）に要する費用とする。ただし、助成対象事業は第6条第1項の規定により助成金の交付を申請する日の属する年度に実施するものに限る。

- (1) 従業員用トイレ、ロッカー室及び休憩スペース
- (2) 女性（男性）が少ない事業所における女性（男性）専用施設
- (3) 手すり、段差改善施設等バリアフリー対応を目的とする施設
- (4) その他人材の確保及び定着を目的として葛飾区長（以下「区長」という。）が特に認める施設

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、予算の範囲内で助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、250万円を上限とする。ただし、国、都、その他の機関から同様の補助金等の交付を受けようとする事業又は受けた事業に係る経費は、助成対象外とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 人材確保・人材定着支援事業計画書（別紙様式1）
- (2) 企業概要（別紙様式2）
- (3) 就業規則（育児・介護休業法に対応した就業規則を労働基準監督署に届出済みの場

合に限る。)

(4) 第3条第5号に掲げる要件に該当することを証する書類であつて、次の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア 法人 法人都民税納税証明書（本店が都外でかつ事業所等に課税されていない場合は、本店登記地の法人道府県民税納税証明書）

イ 個人事業主 特別区民税納税（非課税）証明書（葛飾区外在住の者にあつては、葛飾区の特別区民税の事業所課税の納税（非課税）証明書）

(5) 助成対象事業に係る見積書又は契約書の写し

(6) 従業員名簿（別紙様式3）

(7) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1申請者当たり1の年度につき1回までとする。

(助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容等を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 区長は、交付又は不交付決定の判断を行うにあたり、必要に応じて助成対象の事業所等を確認することができる。

3 区長は、助成金の交付を決定したときは葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成金の不交付を決定したときは葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の変更)

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた申請者（以下「助成決定事業者」という。）が助成対象事業の内容の全部又は一部を変更しようとする場合は、葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金変更承認申請書（第4号様式）に必要書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容等を審査し、助成対象事業の変更の可否を決定するものとする。

3 区長は、助成対象事業の変更を承認したときは葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金変更承認決定通知書（第5号様式）により、変更を承認しないときは葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金変更不承認決定通知書（第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成対象事業の遂行指導)

第9条 区長は、助成対象事業の実施中に必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行するよう助成決定事業者に対し、指導することができる。

(実績報告)

第10条 助成決定事業者（第8条第3項の規定による助成対象事業の変更の承認を受けた

申請者を含む。以下同じ。)は、助成対象事業が完了したときは、速やかに葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象事業を実施したことが分かる写真
- (2) 領収書等助成対象経費を支払ったことを証する書類の写し
- (3) 育児・介護休業法に対応し、労働基準監督署に届出した就業規則(第6条の規定による申請時に未提出の者に限る。)
- (4) その他区長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第11条 区長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、第7条又は第8条で決定した交付額の範囲内で交付すべき助成金の適正な額を確定し、葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付額確定通知書(第8号様式)により、当該報告をした助成決定事業者に通知するものとする。

2 区長は、助成金額確定の判断を行うにあたり、必要に応じて助成対象の事業所等を確認することができる。

(助成金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により助成金交付額の確定を受けた助成決定事業者は、葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付請求書(第9号様式)により、区長に対し、助成金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求をした助成決定事業者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 区長は、助成決定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。
- (3) その他区長が助成金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定は、助成金の額を確定した後においても適用するものとする。

3 区長は第1項の規定により助成金の全部又は一部を返還させることを決定したときは、葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金取消通知書(第10号様式)により当該助成決定事業者に対して通知し、助成金を区が別に定める日までに返還させなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付等に関して必要な事項は、葛飾区補助金等交付規則(昭和40年規則第55号)の定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。